

長野市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成25年2月28日

長野市監査委員	増山幸一
同	轟光昌
同	松木茂盛
同	高野正晴

## 過去の監査結果に対する措置の通知書

平成19年度 包括外部監査 分

指摘事項		当初措置状況	平成23年度の措置状況	平成24年度の措置状況	担当課
V 社会教育 1 全般 (1) 耐震工事、大規模修繕計画 (報告書88ページ)	<p>学校以外の施設であっても来館者の安全を図る必要があるため、早期により具体的な耐震補強工事計画を策定し、市の長期予算計画に組み込んでおく必要がある。また、設備の更新も、時期を逸すると建物自体の耐用年数に影響を与えることになり、必要な予算も高額になることが想定される。これについても予め更新時期を見込んだ長期的な大規模修繕計画を立案し、市の長期予算計画に反映しておくことが必要である。</p>	<p>指摘事項については、長野市耐震改修促進計画に基づき、災害本部・避難所等に指定された公民館について整備計画を作成し、耐震診断・補強工事等を実施していく予定である。</p> <p>老朽化した公民館については、長期的な改築・改修工事計画を策定し、施設整備を図っていく。</p>	<p>長野市耐震改修促進計画に基づき整備計画を作成し、耐震診断・補強工事等を順次実施している。</p> <p>老朽化した公民館については、長期的な改築・改修工事計画を策定し、施設整備を図っていく。</p>	<p>平成23年8月に改定を行った長野市耐震改修促進計画に基づき整備計画を作成し、耐震診断・補強工事等を順次実施している。</p> <p>老朽化した公民館については、長期的な改築・改修工事計画を策定し、施設整備を図っていく。</p>	生涯学習課